

## 社会福祉法人及び社会福祉施設監査における指摘事項と対応策

| No. | 区分 | 監査内容区分 | 指摘事項                                      | 対応策   | 根拠法令等  |
|-----|----|--------|---|---|--|
| ①   | 法人 | 運営     | 法人の職員が評議員に選任されている。                        | 評議員には、法人の職員はなれませんので、速やかに変更してください。   | 社会福祉法（以下「法」という。）第40条   |
| ②   | 法人 | 運営     | 評議員が令和4年度中の評議員会において、全て欠席している。             | 欠席とならないよう日程調整を行った上で開催してください。<br>なお、それでも調整ができず欠席が続くようであれば、評議員の変更を検討してください。 | 社会福祉法人の認可について（厚生労働省令和2年12月25日付部長局長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(3)  |
| ③   | 法人 | 運営     | 理事が理事会を2回連続して欠席している。                      | 欠席とならないよう日程調整を行った上で開催してください。<br>なお、それでも調整ができず欠席が続くようであれば、理事の変更を検討してください。  | 社会福祉法人の認可について（厚生労働省令和2年12月25日付部長局長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(3)  |
| ④   | 法人 | 運営     | 監事が理事会を2回連続して欠席している。                      | 欠席とならないよう日程調整を行った上で開催してください。<br>なお、それでも調整ができず欠席が続くようであれば、監事の変更を検討してください。  | 社会福祉法人の認可について（厚生労働省令和2年12月25日付部長局長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(3)  |
| ⑤   | 法人 | 運営     | 評議員会の招集通知が期限までに通知されていない。                  | 定款で定めた期間又は評議員会の1週間（中7日間）以上前に招集通知をするようにしてください。                             | 法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第181条及び第182条  |
| ⑥   | 法人 | 運営     | 評議員全員の同意により招集の通知を省略したが、理事会の決議を経いなかった。     | 評議員会の招集通知を省略する場合であっても、その評議員会の日時、議題等について理事会の決議を得てください。                     | 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条  |
| ⑦   | 法人 | 運営     | 理事会及び評議員会の欠席者の決議権が書面により行われた。              | 平成28年以降、理事会及び評議員会における議決は、出席者の過半数の割合等により行われることから、対面により行うようにしてください。         | ・理事会の運営：法第45条の14<br>・評議員会の運営：法第45条の9<br>※決議の省略<br>理事会：法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条<br>評議員会：法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条 |
| ⑧   | 法人 | 運営     | 記載事項である評議員会の議事録に作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。 | 議事録の記載事項を確認し、遺漏なきようにしてください。   | 社会福祉法施行規則第2条の15  |
| ⑧   | 法人 | 運営     | 経営事業の一部について登記簿の「目的等」の項目への記載が漏れている。        | 法人が経営する事業については、全て記載することとなるので、記載漏れがないか確認してください。                            | 法第29条及び組合等登記令第2条   |

| No. | 区分 | 監査内容区分 | 指摘事項  | 対応策  | 根拠法令等  |
|-----|----|--------|---|--|--|
| ③⑤  | 法人 | 運営     | 定款に規定された訪問看護事業が経営されていない。  | 定款に規定する訪問看護事業について、実施する見込みのない場合は定款から削除してください。                                   | 法第31条  |
| ③⑥  | 法人 | 運営     | 居宅介護事業所が独立した事業所であり、他の社会福祉事業と一体的に実施されていないことが確認された。   | 居宅介護支援事業について、公益事業として定款に記載してください。   | 社会福祉法人の認可について（厚生労働省令和2年3月31日付課長連名通知）別紙1社会福祉法人審査要領 第1社会福祉法人の行う事業 2公益事業                  |
| ③④  | 法人 | 運営     | 介護老人保健施設の経営にあたり、利用料減免規程で「減免の範囲は、入所者の総延べ数の10%以上とする。」と規定し、法第2条第3項に規定する「生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額介護老人保健施設利用事業」）」を実施していたが、10%以上の要件を満たしていないことが確認された。 | 無料低額介護老人保健施設利用事業の実施の有無について検討してください。  | 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について（厚生労働省平成13年7月23日局長通知） |
| ⑬   | 法人 | 会計     | 単独随意契約とした根拠等が不明である。   | 単独随意契約とする場合は、競争入札に適さないと認められる根拠、他に業者がない根拠等を明確にし、記録に残してください。                     | 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（厚生労働省平成29年3月29日付課長連名通知）  |
| ⑭   | 法人 | 会計     | 専決規程に定めのない多額の借財を理事会の議決を得ずに借入の契約を行っている。  | 多額の借財は、法人の経営に影響を与えるおそれがあるので、理事会は理事長等に委任することができないとされているため、必ず理事会の議決を得た上で行ってください。 | 法第45条の13   |
| ⑮   | 法人 | 会計     | 契約手続きの発議書等が省略されている。   | 契約手続きにあたっては、必ず発議書等を作成してください  | 法人経理規程   |

| No. | 区分                | 監査内容区分 | 指摘事項  | 対応策   | 根拠法令等  |
|-----|-------------------|--------|---|---|--|
| ⑳   | 法人                | 会計     | <p>計算関係書類及びその注記について、以下の不適切な事項が確認された。</p> <p>① 1法人1拠点の場合に、本部サービス区分を設定した計算書類が作成されていない。</p> <p>② 資金の借入について、借入金明細書に記載されていない。</p> <p>③ 拠点区分ごとに「計算書類の注記」を作成しなければならないとされているが、作成されていない。</p> <p>④ 計算書類に対する注記について、サービス区分を記載していない。</p> | 改めて社会福祉法人会計基準に定める作成様式、記載事項等を確認してください。   | 社会福祉法人会計基準第29条及び第30条   |
| ㉑   | 法人                | 会計     | <p>経理規程に附属明細書として作成すると規定されている「就労支援事業別事業活動明細書」が作成されていない。</p>  | 改めて社会福祉法人会計基準に定める作成様式、記載事項等を確認してください。   | 社会福祉法人会計基準第30条   |
| ㉒   | 法人                | 会計     | <p>計算書類のうち、資金収支計算書について、監事監査を受けているが、理事会及び評議員会の承認を受けていないので、改めてください。</p>   | 計算書類については監事の監査を受けた上で、理事会及び評議員会の承認を受けなければならないとされていますので、改めてください。  | 法第45条の28及び同法第45条の30  |
| ㉓   | 法人                | 会計     | <p>法人内各拠点の会計責任者の辞令等が確認できず、また、各サービス区分の出納職員の辞令等が確認できなかった。</p>   | <p>法人内各拠点について、会計責任者が明確になるよう辞令等で任命し、又は経理規程の整備を行ってください。</p> <p>あわせて、各サービス区分の出納職員が明確になるよう辞令等で任命する、又は経理規程の整備を行ってください。</p> | 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（厚生労働省令和3年11月12日付課長連名通知）別紙1管理組織の確立(1)(2)  |
| ㉔   | 社会福祉施設（特別養護老人ホーム） | 運営     | <p>常勤でないユニットリーダーを配置していた。</p>  | <p>ユニットごとにユニットリーダーは常勤の者である必要があるため、常勤の者に変更してください。</p>  | 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第52条で準用される第40条  |
| ㉕   | 社会福祉施設（特別養護老人ホーム） | 運営     | <p>8日間に2回の入浴になっている。</p>   | <p>1週間に2回以上の入浴または清拭を行うように個別計画を見直してください。</p>   | 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第2項   |
| ㉖   | 社会福祉施設（特別養護老人ホーム） | 運営     | <p>誤薬事故、骨折事故が発生したにもかかわらず、県及び市町村へ報告を行っていない。</p>  | <p>報告義務のある事故を確認するとともに、職員へ周知徹底し、遺漏なきようにしてください。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第42条で準用される同条例第8条</li> <li>高齢者施設等における事故等に係る報告様式の改正について（福島県令和4年3月30日付3生福第6615号）</li> </ul> |
| ㉗   | 社会福祉施設（児童養護施設）    | 運営     | <p>児童養護施設の人員基準に定められている家庭支援専門相談員が配置されていない。</p>   | <p>県条例を確認し、必要な人員を配置してください。</p>  | 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第58条   |

| No. | 区分                            | 監査内容区分 | 指摘事項   | 対応策  | 根拠法令等  |
|-----|-------------------------------|--------|--|--|--|
| ⑪   | 社会福祉施設<br>(障害児入所施設)           | 運営     | 障害児入所施設のレイアウトを変更したことにより設備基準に定められている医務室、静養室がない。                     | 県条例を確認し、必要な設備を設置してください。  | 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条                                    |
| ⑲   | 社会福祉施設<br>(軽費老人ホーム)           | 運営     | 消防計画に定める回数の避難訓練を実施していない。   | 年間行事等に消防計画に定める避難訓練を組み入れ、実施してください。  | 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第8条   |
| ⑯   | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム、児童養護施設)  | 会計     | 経理規程上、契約書作成が必要にもかかわらず、契約書を作成していない。                                 | 経理規程に基づき、契約書を作成してください。<br>なお、契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴するようにしてください。 | 法人経理規程   |
| ⑰   | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム、授産施設)    | 会計     | 物品を職員が立替払により購入し、後日精算している。  | 事故・不祥事等防止の観点から、職員による立替払はしないようにしてください   | 法人経理規程   |
| ⑱   | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)         | 会計     | 経理規程に基づく会計伝票に会計責任者の承認印又はサインがない。                                    | 経理規程に基づく経理処理の方法等について改めて確認してください。   | 法人経理規程   |
| ⑳   | 社会福祉施設<br>(児童養護施設)            | 会計     | 給与計算の誤りにより令和4年度及び令和5年度の支給額が誤っていた。                                  | 複数の職員による二重チェックするなどして、確認するようにしてください。  | 法人給与規程等  |
| ㉑   | 社会福祉法人                        | 会計     | 前年度の商品・製品及び原材料などの棚卸資産の計算書類に誤りがあった。                                 | 複数の職員により二重チェックするなどして、確認するようにしてください。  | 社会福祉法人会計基準第4条  |
| ㉒   | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)         | 会計     | 受領した寄付金を台帳に記入していなかった、また現金を金融機関に預けずに金庫に保管していた。                      | 定期的に寄付金合計と台帳記載の金額を突合し、確認するようにしてください。<br>また、受領した寄付金は金融機関に預け、適正に管理してください。                | 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(厚生労働省令和3年11月12日付課長連名通知)別紙9寄附金の扱い     |
| ㉓   | 社会福祉施設<br>(軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム) | 会計     | 現金収入があった際、経理規程で定めた期日までに金融機関に預け入れされていない。                            | 経理規程に基づく経理処理の方法等について改めて確認してください。   | 法人経理規程   |
| ㉔   | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)         | 会計     | 利用者預り金の通帳と印鑑の保管について、別々の場所に保管しているが、保管場所の鍵を同一の者が管理している。              | 鍵の管理保管者を別の者にしてください。  | 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(厚生労働省令和3年11月12日付課長連名通知)別紙1管理組織の確立(3) |
| ㉕   | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)         | 会計     | 月次試算表を経理規程により翌月10日までに統括会計責任者(理事長)に報告しなければならぬと規定していたが、数か月報告していなかった。 | 経理規程に則り適切な取り扱いをするか、事務処理上、期限内の報告が難しいようであれば、経理規程の改定を検討してください。                            | 法人経理規程   |

| No. | 区分                    | 監査内容区分 | 指摘事項   | 対応策   | 根拠法令等  |
|-----|-----------------------|--------|--|---|--|
| ③⑧  | 社会福祉施設<br>(児童養護施設)    | 会計     | 拠点区分間繰入金収入・支出及びサービス区分間繰入金・支出を適正に計上していない。                           | 経理規程に規定する各拠点区分及び各サービス区分により、適正に会計を区分し会計処理を行うとともに、拠点区分間繰入金収入・支出及びサービス区分間繰入金収入・支出を適正に計上してください。   | ・社会福祉法人会計基準第30条<br>・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(厚生労働省令和3年11月12日付局長連名通知)の別紙26附属明細書について |
| ④⑩  | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム) | 会計     | 「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」及び「積立金・積立資産明細書」について、拠点区分ごとに作成していない。 | 社会福祉法会計基準第30条第1項を参考に附属明細書を作成してください。   | ・社会福祉法人会計基準第30条<br>・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(厚生労働省令和3年11月12日付局長連名通知)の別紙26附属明細書について |
| ②⑦  | 社会福祉施設<br>(障害者支援施設)   | 処遇     | 身体拘束等の適正化を図るための従業員の研修を行っていない。                                      | 年1回以上の研修実施が必要ですので、年間計画や年間行事予定に組み入れるなどし、遺漏なきようにしてください。   | 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第53条  |
| ②⑧  | 社会福祉施設<br>(障害者支援施設)   | 処遇     | 虐待防止委員会は設置されているが、開催されておらず、研修も行われていない。                              | 年1回以上の虐待防止委員会及び研修実施が必要ですので、年間計画や年間行事予定に組み入れるなどし、遺漏なきようにしてください。  | 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第59条  |
| ③⑨  | 社会福祉施設<br>(児童養護施設)    | 処遇     | 安全計画の未策定が確認された。  | 安全計画を作成し、その内容について職員に周知するとともに、定期的に研修を実施してください。   | 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3  |
| ④①  | 社会福祉施設<br>(特別養護老人ホーム) | 処遇     | 入所者の病状の急変が生じた場合等の医師及び当該医療機関の連携方法等について見直しを行っていない。                   | 現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、 <u>基準条例</u> ※1第11条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との <u>連携方法</u> その他の緊急時等における <u>対応方法</u> ※2を定めてください。また、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行ってください。 | ※1: 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例<br>※2: 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第22条の2               |